

令和 8 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 8 年 6 月 22 日（月）

開議 午前 9 時 07 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 報告第 1 号 令和 7 年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について

第 3 報告第 2 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 4 報告第 3 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 51 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 52 号 京都地方税機構規約の変更について

第 9 議案第 53 号 令和 7 年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第 2－5 工区）開設工事請負契約の変更について

第 10 議案第 54 号 令和 7 年度（繰越） 丹波学校給食センター システム食器類洗浄機購入契約について

第 11 議案第 55 号 令和 8 年度 町営バス（小型バス）購入契約について

第 12 議案第 56 号 令和 8 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）

第 13 閉会中の継続調査について

第 14 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13 名）

1 番	樋口	由実	君
2 番	居谷	知範	君
3 番	西山	芳明	君
4 番	谷口	勝巳	君
5 番	山崎	眞宏	君
6 番	山崎	裕二	君
7 番	奥田	健次	君
8 番	東	まさ子	君
9 番	伊藤	康二	君
1 0 番	畠中	清司	君
1 1 番	大澤	順可	君
1 2 番	松村	英樹	君
1 3 番	梅原	好範	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	畠中源一	君
副町	長	山森英二	君
総務部長		松山征義	君
健康福祉部長		田中晋雄	君
産業建設部長		堀友輔	君
企画経営戦略室長		山下稔	君
総務課長		原澤洋	君
財政課長		山内明宏	君
地域振興課長		小山潤	君
デジタル広報課長		田畑昭彦	君
税住民課長		保田利和	君
総合福祉課長		山内善史	君
健康推進課長		宇野浩史	君
医療政策課長		中野竜二	君

農 林 振 興 課 長	片 山 健 君
土 木 建 築 課 長	山 内 敏 史 君
上 下 水 道 課 長	小 松 聖 人 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学 校 教 育 課 長	四 方 妃 佐 子 君
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	豊 嶋 裕 美
書 記	松 谷 洋 二

開議 午前 9時07分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康維持のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

本会期中に、各常任委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

6月18日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、報告第1号 令和7年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について～日程第4、報告第3号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、報告第1号 令和7年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第4、報告第3号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第1号 令和7年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところでございます。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決をいただきました一般会計でグリーンランドみずほ管理運営事業ほか、30件の10億2,598万5,000円であります。

これらに充当します財源は、既収入特定財源1,430万円、国・府支出金4億9,311万円、地方債4億7,560万円、諸収入532万円、一般財源3,765万5,000円であります。

続きまして、報告第2号 令和7年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合においては、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、丹波西部配水池系統用地測量業務ほか、6件の3,870万2,000円であります。

これらに充当します財源は、企業債1,500万円、補償費2,309万6,000円、損益勘定留保資金60万6,000円であります。

続きまして、報告第3号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合においては、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、下水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、特定環境保全公共下水道瑞穂浄化センター高圧受電設備更新工事ほか、6件の2,716万1,000円であります。

これらに充当します財源は、企業債2,480万円、損益勘定留保資金236万1,000円であります。

以上、報告議案の説明といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で報告を終わります。

《日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 今回は国の改正によりまして、医療費の限度額が1万円増えたということと、それから、子ども・子育て支援納付金の課税がされることで3万円新設がされたということで、計4万円最高限度額が増えるということ。

それから、低所得者に対する国保税の軽減措置であります、5割軽減、2割軽減の対象者の拡大がされました。

また、3つ目に、子ども・子育て支援納付金の課税額について、18歳未満の被保険者に係る均等割が10割軽減されることが決まっております。

そこでお聞きをいたします。今回新たに子ども・子育て分が保険料に上乗せされることになっております。児童手当でありましたり、こども誰でも通園制度の費用を充てるための納付金が上乗せされておりますが、これについて道理があると考えておられるのかお聞きをいたします。

2点目ではありますが、子どもにも均等割保険税がかかり、生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割が発生する現行制度について問題はないのか。子育て支援金は10割軽減がありますが、現行制度について問題はないのかお聞きをいたします。

それから、国が令和4年度から未就学児に対する均等割保険税の5割を公費で軽減しておりますが、これは人数的には44人でよかったのか。また、対象年齢を高校生まで令和9年度から拡充すると国が言っておりますけれども、高校生までの人数は193人でよかったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 保田税住民課長。

○税住民課長（保田利和君） 1点目、2点目の質問でございますけれども、国会で決議されたものでございまして、私から何か問題があるとかいうことではなくて、国でしっかり審議された結果であるというふうに認識しております。

それから、未就学児の人数でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、令和8年5月末現在で44人でございます。

それから、18歳未満の軽減措置の人数でございますが、こちらにつきましても議員おっしゃるとおり、令和8年5月末現在で193人でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、承認を求めている国保税条例の改正は、1つに、国保税の賦課限度額、いわゆる最高限度額の基礎課税分、医療費分について、66万円から67万円に1万円引き上げる。後期高齢者支援金と介護納付金は改正なしであります。令和8年度から児童手当やこども誰でも通園制度などの少子化対策の費用に充てるためとして、新たに子ども・子育て支援納付金が徴収されることになりましたが、子育て支援金分の限度額3万円が付け加えられまして、合計最高限度額は109万円から113万円へ4万円引上げとなりました。

2つ目として、低所得者に対する保険税負担軽減の対象となる世帯の所得基準の見直しが行われ、均等割、平等割の軽減判定所得の基準額は、5割軽減では30万5,000円から31万円へ、2割軽減では56万円から57万円へ引き上げられます。

3つ目として、新たな子育て支援納付金については、18歳未満被保険者については10割減額するとしております。

以上、3点が国の制度改正の主なものであります。

国保税には加入世帯や加入者1人当たりに課税される平等割や均等割があります。そのために、家族が多い世帯や中間所得層にも重い税負担を課すことになる最高限度額の引上げも行われます。

厚労省は、賦課限度額の引上げを高額所得者に応分の負担をお願いすることで、中間所得者層の負担を少しでも軽減するためと説明しておりますが、国保加入者の負担を軽減するためには、公費負担を増やし、国保の構造問題を解決すべきと考えます。

今回、5割・2割軽減の対象拡大がされますが、負担上限額の引上げは認めることができません。

また、2026年度より、新たに国保税とともに徴収されることになりました子ども・子育て支援納付金は、子どものいる家庭にも課せられるなど大きな矛盾をはらんだ制度であります。

子育て支援の財源は国の責任で捻出すべきであることを指摘をいたしまして、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7 議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7 議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今回の町税条例の改正に関わって、地方税法等で、正確には、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法において、防衛特別所得税の創設が関わっております。この防衛特別所得税の施行日は、法律では令和9年1月1日となっておりますが、この条例の改正において、防衛特別所得税創設に係る改正を令和10年1月1日施行とした理由について答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 保田税住民課長。

○税住民課長（保田利和君） 防衛特別所得税につきましては、令和9年1月1日から施行されることになっておりますけれども、個人の方が確定申告等で実際に納税されますのは、令和10年の申告納付となるため、本町の税条例の施行日は、令和10年1月1日とするものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今も質問にありましたように、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長と、防衛特別所得税の創設に伴う改正と説明を受けておりますが、この件について伺いをいたします。

ふるさと納税をした場合、所得税と個人住民税を減額できます。平成25年度からは復興特別所得税2.1%からの控除もできることになっています。

今回説明にもありますように、防衛特別所得税を導入し、所得税額1%を課す新税を創設し、東日本大震災の復興のための復興特別所得税の税率を2.1%から1.1%に引下げ、

減額分は徴収期間を１０年間延長してカバーするとしております。トータル的には増税になります。軍事費を賄うための増額になるということでもあります。

今回の改正は、寄附金税額控除に復興特別所得税が引用されていたことから来る改正と言えますが、防衛特別所得税について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 保田税住民課長。

○税住民課長（保田利和君） 今回、防衛特別所得税というのが創設されますけれども、先ほど議員がおっしゃるとおり、日本の防衛力強化の財源を確保するために創設された新しい付加税ということでございます。こちらにつきましては、国会でしっかり議論されて決定された事項というふうに認識しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第５１号を採決します。

議案第５１号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５１号は、原案のとおり可決されました。

《日程第８、議案第５２号 京都地方税機構規約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第８、議案第５２号 京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

畠中君。

○10番（畠中清司君） 環境性能割が4月から廃止ということで、以前、EV車の環境性能割があったと思うんですけども、環境性能割がないということになると、EV車のメリットはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 保田税住民課長。

○税住民課長（保田利和君） 環境性能割につきましては、従前からEV車、いわゆるエコカーについては全て減税されておりましたので、変わりはないというふうに認識しております。
以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 京都地方税機構規約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第53号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第53号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

樋口君。

○1 番（樋口由実君） 2 回目の工期延長ということで、3 月には雪の影響で、そして今回は、岩盤掘削に当初想定以上の作業の日数を要するためと伺っておりますが、本来はUPZ 圏内における災害時のダブルルートの意味合いのある林道開設事業であると思いますが、それにもかかわらず、工事が開始されてから来年で10 年という長い月日がかかっております。林野庁との協議中とも伺っておりますけれども、もともと当初の計画では、完成を見込んでいたのは何年ぐらいで完成予定だったのかと現時点での進捗状況を伺います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） 林道の進捗状況でございますけれども、まず、当初計画で行きますと、令和9 年度を目安として10 年間の事業計画で進めていたわけですが、硬質な岩盤の出現とかありまして、現在、工程の遅れが生じているというようなところでございまして、議員からありましたように、現在、林野庁とも今後の計画について協議をしているところでございます。

進捗につきましては、全体で8 キロあるわけですが、令和7 年度の工事が完成いたしますと2 キロ少し余り完成するというような状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内課長、全体の進捗率をパーセンテージで表せませんか。

山内土木建築課長

○土木建築課長（山内敏史君） 現在、令和7 年度分の工事が終わりますと約30 %程度の進捗というような状況になってございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 樋口君。

○1 番（樋口由実君） 令和9 年度の完成を見ていたということなんですけれども、30 %しかまだ完成していないということは、まだ完成は見てないとか見込めてないという感じでよろしいのでしょうか。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） 先ほども答弁しましたように、現在、林野庁とも協議を重ねて、計画を見直しまして、早期完成できるように鋭意努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今の質問に関連してなんですが、進捗率が3割程度ということなんですが、林野庁からの交付金に7割頼った事業になっております。今回も、令和8年度の国からの交付金も見込んでいた額の半分ぐらいだったといったこともありましたが、今回、また一定の交渉を10年目にするという話ですが、林野庁の国からの7割のお金に対して、今後これもこれは見込めるものなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） 補助金につきましては、補助金の交付要綱で補助率等記載がありまして、その内容の変更については確認をしておりますので、補助率等については、今までの補助率で推移していくんではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 補助率に変更はないだろうということですが、交付いただける額によって工事の進捗率が大きく関わってくるわけです。その点に関して、今後の見通しといったところは交渉次第といったところもあるのかもしれませんが、そういったところの答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） この林道工事につきましては、京都府内で唯一、京丹波町で実施しているというような事業でございまして、京都府内のほかの自治体も合わせて事業をやっていけば、京都府としても国に対して強く要望していけるんですけども、京丹波町だけでございますけれども、次年度の補助金の要望は積極的にしているところでございますので、引き続き、事業費獲得に向けて積極的な要望をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） さらにちょっと聞きたいんですが、今回、補助金が思っていた額の半分だったといったことなんですが、端的に言ってこの理由は何ですか。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） 全国的に、林道事業の補助金の枠の配分によるものかなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第５３号を採決します。

議案第５３号 令和７年度 林業開設事業林道月ヒラ長老線（第２－５工区）開設工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５３号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１０、議案第５４号 令和７年度（繰越） 丹波学校給食センター システム食器類洗淨機購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第１０、議案第５４号 令和７年度（繰越） 丹波学校給食センター システム食器類洗淨機購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○６番（山崎裕二君） 今回、新しいシステム食器類洗淨機を丹波ひかり小学校に導入するというふうに伺っております。その点に関しまして、新しく導入して古くなる食器類洗淨機の処分の仕方について、どうなっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 今回入れます新しい機械の設置、また、現行機器の撤去処分に係るものとして一切合切を契約に含んでいます。使用から２５年以上が経過しています、足元とかはさびているような現状ですので、業者で処分をいただくような形になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 次の議案のバスにおいては、売却をするということを伺っておりますが、この食器類洗浄機に関しましても、さびているとかそういったところもあるかと思うんですが、非鉄金属、鉄金属、そういったところで有価での売却ができるのではないかというふうに思うわけなんです、その手法を採用しなかった理由と、今回、一切合切で契約したということなんです、仮に有価物として下取りしてもらえば、その額として幾らぐらいが見込まれていたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 正確な金額は業者からはもらっていませんが、撤去に係る費用と相殺できるような範囲でと聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

居谷君。

○2番（居谷知範君） 1点お伺いします。

今回導入されるシステム食器類洗浄機なんです、委員会での議論を聞いておりますと、スペックとして1時間当たり1万1,000枚程度の処理能力があるということで、現行使われている機械の約4倍の能力があるということを確認しております。丹波ひかり小学校で作られてる給食の数から考えますと、かなりスペックとして大きなものになるというふうに思うんですけれども、この大きなスペックを活用して何か有効活用していこうと考えておられるのか。例えば、ほかの給食センターの食器洗浄機が故障した際には、食器の洗浄を集約というようなことも考えておられるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 現状、25年ほど前のものですので、スペックとか性能についてもどんどん上がっています。おっしゃっていただいているとおり、他センターで故障等した場合については、お皿とかトレイの大きさが違うものを各センター使っているんですけれども、今回入れる新しい機械については、そういう場合でも対応できるものとして今回買い換えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） 同じく、説明資料2のところを見てますと、扉が付いてるんですが、この扉にはインターロックが付いているのかどうかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 現状の機器も、今回入れる機器につきましても、インターロックは付いておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○5番（山崎眞宏君） インターロックは付いていないということですが、非常停止ボタンは付いていると思うのですが、インターロックといいますと、皆さんよく使われている、電子レンジが動いていて蓋を開けるとすぐ止まるという機能なんです。蓋を開けているとスイッチ押しても動かない。これ安全装置なんです。インターロックというのはけがを未然に防ぐ機器で、非常停止というのはけがを最小に抑える機能なんです。この機能が付いていないというのはちょっと何とも言えないですが、この間の委員会の説明会のときに奥田議員が質問されたときには、安全性とか性能はどうですかという質問をされたと思うんですが、安全性なり、性能も同等レベル以上を確保しているということだったんですが、この同等レベルとは何をもって同等レベル以上なのか伺いたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 現在使っています食洗機につきましては、今後新しく入れるものについても緊急時の停止ボタンは付いておりますが、今は、清掃時、電源を落としてから清掃するという形で、みんなで声を掛け合って内部洗浄を日々しております。更新後につきましては、緊急停止ボタンは電源キーになってまして、電源キーを抜くことによって誤作動の心配がないということで把握をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○5番（山崎眞宏君） 当然のことですが、清掃時に電源を切るのはどんな機械でも当たり前のことですし、ただ、逆に言いますと、稼働中に何か挟まったということがあって、開けてしまうなどヒューマンエラーというのは必ずあるので、そういうことに対しての機能がそこには付いてないというのは1つ思います。

それと、もう一つ、先ほどありました足元がさびているという話もありましたが、これ見ても足元10か所ぐらいあると思うのですが、機械設置すると、当然ベルトが動いているものは振動があるので、固定しないとずれる可能性があると思うのですが、固定をされるのかどうか伺いたします。

それと、納品してもらって古い機器は廃棄という形なんです、新しいものを設置された

ときに温水洗浄をしますし、当然80度前後の温度で洗浄すると思うのですが、その温水の配管の取り付け、電源工事でしたら、多分この大きさで言いますと200ボルトの三相ぐらいを使うと思うのですが、その辺の電気工事とか設置全体、最終的には設置して試運転までがこの金額に含まれているのかどうかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 足止めについてですけれども、既存の機械と同様に高さを微調整できる足止めが付いています。転倒防止金具というものも付いておりまして、床にボルトを埋め込んで固定をすることで設置を検討しています。

また、温水洗浄になってます。今現在も三相200ボルトの電気を使っておりまして、電気工事については、今回、電気容量に余裕があるので、電気量は増えますけれども、工事は想定をしていません。

また、試運転までの経費が契約に含まれているかということですが、そこまでの経費に含まれております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 先ほど食器の洗浄スピードが4倍に上がるということでしたが、今の食器類洗浄機で食器の洗浄に大体どれぐらいの時間がかかっていたのか。それが4分の1になるということであるならば、機械を導入したことによって省力化、労働時間の短縮といったことも意図がされているのかどうか、その辺も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 時間の短縮は確かになるかと思うんですけど、今現状、お皿とおぼんは食洗機に通してますが、大きな鍋だったり、食缶だったり、各校たくさんの食器類があります。それについては手洗いをしている現状です。今後についても、全てが食洗機で洗えるわけではないので、一定2時間程度、毎日かかっております洗浄時間については、それほど大きく変更にならないと思っていますし、学校の授業に合わせて食器がセンターに戻ってきますので、その時間の兼ね合いもあって、それほど実際のところは短縮にならないのが現状でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第５４号を採決します。

議案第５４号 令和７年度（繰越） 丹波学校給食センター システム食器類洗浄機購入
契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１１、議案第５５号 令和８年度 町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第１１、議案第５５号 令和８年度 町営バス（小型バス）購入
契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○６番（山崎裕二君） 今回の購入車両予定デザインということで、今導入されているバスと
同じような感じのデザインになるということです。前回購入したバスは中型バスだったか
と思うのですが、GREEN GREEN KYOTAMBAといったところの関係で波々の
ラインを入れたりとかしてありましたが、統一性の問題もあったのかもしれないし、小型バ
スということの特徴もあったのかもしませんが、今回そういった検討は、されたのかどう
か答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 小山地域振興課長。

○地域振興課長（小山 潤君） どちらのデザインがいいか私どもで検討した結果、統一性を
持たせるということで小型の今回のデザインに決定をいたしました。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第５５号を採決します。

議案第５５号 令和８年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５５号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１２、議案第５６号 令和８年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 日程第１２、議案第５６号 令和８年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

畠中君。

○１０番（畠中清司君） １０ページの通学安全見守り機器購入に関してですけれども、８ページに農村地域ＤＸ構築事業に使われる中継機器があがっていますが、それを使用した見守りということも視野に考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回、農村ＤＸ、こういう構想も出てきておりますので、そういうことが完成をすれば、当然教育関係の見守りにも活用できるのではないかというふうにも考えております。今後の研究、検討課題にしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） 同じく8ページの農村地域DXの件なのですが、LPWAを活用した農林業DX及び住民の安心・安全ネットワークの構築について、導入・構築の目的は課題解決であると思います。事業内容にインターネットクラウド等を通じた各種情報取得により、課題の解決を図るとあります。その課題が4点あると思うのですが、そのうち、林業労働者の安全確保、迅速な除雪による地域交通網の確保、豪雨時の住民避難については理解できるのですが、2番目の課題の農業の獣害被害の軽減、概要は、わな捕獲の有無がスマートフォンで判明することで、毎日の見守り負担を軽減しとありますが、見守り負担軽減と農業の獣害被害の軽減とはどのように結びつくのか。獣害対策としての補助的な役割があると思いますが、説明をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山農林振興課長。

○農林振興課長（片山 健君） まず、DXとかIT、IoT機器の導入の考え方としては、そのことでソリューション、いわゆる課題解決が全て行えるというふうには考えておりません。やはり今までもやってきましたマンパワーを補完する形で、例えば人口減少ですとか高齢化といったようなことの解決のために、マンパワーを補完する形でDX化というのは求められるべきだというふうに考えております。そういうことで考えますと、農業の獣害被害の軽減につきましては、今までマンパワーでやっていたものをDXが補完するということで、リソース配分をほかに向けられるということがある。そのことは結果として、獣害被害の軽減につながるというふうに総論として考えているというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山課長、獣害檻に固定設置する機器の説明から始めて、もう少し具体的に、どういうことに従事者の負担軽減につながるのか説明をお願いします。

○農林振興課長（片山 健君） 機器につきましては、今現在の捕獲檻に設置するということになりまして、具体的に言うと、その機器、いわゆる入り口がぱさっと閉まると、閉まるとその機器がセンサーを飛ばしてくるということになります。ということは、今までは閉まったかどうか分からない状況で見回りを数回、何度も何度もしなければならないというようなことが発生していたのですけれども、これが導入され広く波及しますと、閉まったことを確認した上で見回りに行くことができるということで負担軽減になる。ひいては、人的労働力の負担軽減は、ほかの労働に振り向けることができると考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） 8ページの学校教育生成A I活用のあり方に関する調査研究事業ということで99万7,000円の予算であります。これは最終的に何を目指して調査研究するのか。例えば、子どもたちを管理対象にしてしまうとか、教育の在り方がゆがめられるとか、また、教員から教育の自由、やりがいを奪うことにつながることはないのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、学校教育生成A I活用のあり方に関する調査研究事業ですが、これはご承知のように、A Iが日常生活の中で、私たちが意識するしないにかかわらず、現実的に使っている状況でありますので、改めて、この生成A Iを学校教育、3つの分野で活用を考えています。1つは、教職員の校務の負担軽減、教職員の事務に活用できないか。2つ目は、教職員の教材を作成することに活用できるか。3つ目が、授業の中にこのA Iを取り入れることがどこまで可能か。この3点を中心的に調査研究を考えております。国もそれに向けてのガイドラインを作っておりますので、議員ご心配のような教育の内容とか教職員の教育活動に制約どころか、むしろそれを助けるものとして考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、教職員の方が大変多忙ということで、もっと人員を増やしてほしいというような要望もある中で、こういうA Iを使って、教職員の負担軽減とか教材の問題もということではあります。機械もA Iも大切ではありますけれども、やっぱり人間と人間、そういう触れ合いの中でやっていくということが大事ではないかなというふうに思っておりますが、子どもたちを管理するようなそういうことになっていかないかというのを1つ心配をしておりますが、そんなことはないということではあります。具体的なその中身が私にはつかめておりませんので、心配しているということになるかも分かりませんが、答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 東議員、意見陳述は討論です。今はシンプルな質問で行ってください。

松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今おっしゃっていただいているように、教育は、これはやっぱり指導支援するものとされるもの。ここの信頼関係の上に教育がなされますので、この生成A Iが教師に代わって指導したり授業するようなことは全く考えられませんし、そんなことはあり得ない話であります。むしろ、教職員にとって負担軽減、児童生徒にとっては、京丹波町を

中心に進めております探求的な学習において、様々な資料、データをＡＩを活用して、できるだけ早く正確に集める、そういったところに活用の価値があるのではないかなと、したいまして、子どもたちの教育活動、学習活動を監視するというようなことは全くございません。以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎裕二君。

○６番（山崎裕二君） ４点、お願いいたします。

まず、歳入の５ページ、６ページからです。

農村地域ＤＸ構築事業に関わって、財源として情報通信技術利活用事業費補助金でおよそ２分の１、そして、地域デジタル基盤活用推進事業債として過疎債を予定しているということになります。この関係で行きますと、３月議会で、令和８年度からの京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画に落とし込んだ内容といったことになってくるかと思うんですが、まず１点目、この計画から捉えた農村地域ＤＸ構築事業との関連を、お願いいたします。適債性という観点でお願いいたします。

２つ目、７ページ、８ページに入りまして、農業者等営農継続緊急支援事業としてパイプハウスの復旧に充てるお金１１０万２，０００円が計上されております。これに関しましては、府の補助の対象とならない育苗用パイプハウス、町の単独事業でやっておりますが、それは含まれているのかといったところの答弁をお願いいたします。

さらに、９ページ、１０ページに入りまして、小学校、中学校の通学安全見守り機器購入補助金です。今回、希望者に上限を設けて補助していくという内容になりますが、一方では、既に長い間こういう形で、丹波ひかり小学校でしたら後援会が入学時に防犯ブザーを渡されております。電池が切れたり壊れたりしたら、新しく買うときは個人でお願いいたしますというような内容になっておりますが、そういったところとの関係で考えるならば、後援会とかは防犯ブザー、交通安全協会だったら黄色の傘を、最初入学時にといったところもあるかと思いますが、今後そういったことを考えるのであるならば、この通学安全見守り機器購入補助金をこのままの形態で進めていくのかといったところをどういうふうに見通しているのか、答弁をお願いします。

そして、先ほど、ＬＰＷＡとの関係でこの見守りのことがあったかと思うのですが、ＬＰＷＡに関しましては、率直に思うのは、町内で動きがある場合とか、河川とか、雪とかの定点観測とかに使われるものであると思いますので、ＬＰＷＡを使った見守りというのが町外ではできないと思うので、先ほど検討に値するかもしれないといったことを言われてました

が、そこを考えるならば選択肢に入らないのではないかなと思うんですが、そのところの答弁を改めてお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山農林振興課長。

○農林振興課長（片山 健君） まず、1点目でございます。

歳入予算の国庫補助金の裏側に起債を充てると、過疎債を充当するということの適債性ということでございますが、当然議員おっしゃるように、過疎計画に掲載されているということが適債性の最たるものだというふうに考えておりますのと、この過疎計画の中には、現在、産業の振興という形で、22ページにその他農林水産業、また、農業の効率化に伴うこと、農業を推進するといったような文言ですとか、23ページには、森林所有者が森林整備に関する支援の充実を図るといったような総論的なところを読み込んで実施をするというふうに考えていますけれども、とはいえ、具体的な事業名を記載する欄はもちろんありますので、この議論の中で議論された暁に過疎計画、もちろん毎年見直しを行いますので、見直しの中で再検討を行っていくというふうに考えているものでございます。

それから、2点目でございます。

8ページの農業者等営農継続緊急支援事業についてでございます。今議員からもございましたとおり、これにつきましては、1月末から2月にかけて発生いたしました豪雪によりまして、破損したパイプハウスについて復旧の緊急支援を行うというふうな事業でございますけれども、園芸作物が対象になっておりまして、育苗は対象外となっているものでございまして、今回該当しておりますパイプハウスにつきましても、果樹を生産されていたパイプハウスが対象になったというものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 3点目についてです。

通学安全見守り機器購入補助金につきましては、皆さんご存じの南丹市における通学時の行方不明事案が発生したことを受けまして、本町においても、事案発生に備えた安全確保対策の強化が求められているということで、今回進めているところです。防犯ブザーなりにつきましては、不審者への対応として、また一定の目的が違うと思っておりますので、今回、児童生徒の通学時の安全確保を図るとともに、行方不明時等における早期発見に資するためという形でこの補正を認めていただきましたら、現在の計画の形で進めていきたいと思っております。

また、ほかのものにつきましては、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 4点目の農村地域DX構築事業との関わりについてお答えいたします。今回整備されます農村地域DX構築事業、そのネットワークがどのような形のものになるのか、その中でどのような機器が使用が可能なのかどうか、これはちょっと実際に構築されてみないと分かりませんので、その結果を見た上で、現在提案をさせていただいてます見守りの事業との関わりは、その時点でしっかり調査研究してみたいなと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） パイプハウスの件についてもう少し確認なのですが、今回、育苗用パイプハウスは、その対象にはなっていないということは重々分かっているのですが、育苗用パイプハウスが現に壊れたときに、町の単独事業で復旧していただいているという事例がありました。そのことから関連して、今回、育苗用パイプハウスが、先ほど言われた1月末から2月にかけての大雪のときに壊れて、今回そういった相談はなかったのかといったところの答弁をお願いいたします

○議長（梅原好範君） 片山農林振興課長。

○農林振興課長（片山 健君） 育苗パイプハウスについての1月から2月にかけての破損というのは、情報としては伺っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

樋口君。

○1番（樋口由実君） LPWAの農林業DXを導入した場合の月または年間のランニングコストというのはどのぐらい見ているかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 片山農林振興課長。

○農林振興課長（片山 健君） ランニングコストですけれども、まだ具体的な金額というのは算出されていないというところですが、ただ、これを導入するに当たって、概算として調べた結果があるのですけれども、年間で92万円ということになっておりまして、もう一つリサーチした結果というのは、ほかのモジュールの大きな機械を入れたときのランニングコストよりもかなり低額でメンテナンスができるというふうに我々としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） 通学安全見守り機器の件なんですが、小学生の場合、私も孫に持たせているので分かるんですが、中学生ぐらいになってきますとほとんどの子どもが携帯を持っているように聞いております。携帯でしたらもう十分見守りできる状態なんですが、中学生にもこの同じ機器を選定されていると思うのですが、その辺の携帯電話に対するような考えというのはなかったのかどうか、この機種一択だけだったのかということをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） もちろんスマホにも見守り機器同等のものが付いてることは承知もしておりますし、学校教育関係者も了解してるんですが、ただ現在、学校教育の中にスマホ等を学校に持ち込むことについて、様々な積極的な側面もありますが、心配なこともあります。現状としては、学校への持込みは、各学校、基本的には許容していないという現状があります。したがって、中学生の見守りにも小学生と同じ機器を導入しようという判断に至りました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 今の質問と関連してなんですが、今後、教科書としてもデジタルを採用するのも可能になってくるという中で、今回、第2期GIGAスクール構想でタブレットもありましたが、そういったものをふだんからどういうふうに活用していくのかといったところも変わってくると思います。特に、毎日重たい教科書を持って帰るのか、タブレットを持って帰るのかといったところが、また教科書のデジタル採用によって変わってくると思うんですが、そういったところもありますので、今後、今の形態の購入補助金というのを続けていくのかなというふうに思っているのですが、先ほどスマホの持込みの話とかもありましたし、選択肢が出てくると思います。そういったGIGAスクールの中でGPS機能といったところが使えるものであるならば、またその辺は再検討する考えがあるのか、今のところどういうふうに思われているのか答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） タブレット1人1台、これらの活用についてはもちろん学校もそうでありましたが、自宅に持ち帰って活用するという形でも、現にそういう使用もしておりますので、ただ、それが毎日かというのと、それ自体も結構重さもありまして、それと、先ほどあ

りました教科書自身をデジタル化というような方向も出てきていますので、それはやっぱり相互に関連する話でもありますので、総合的に、今後、研究検討すべき課題かなというふうに思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

伊藤君。

○9番（伊藤康二君） 議案第56号 令和8年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に、新政クラブを代表して賛成の立場から討論を行います。

本補正予算に計上されておりますLPWAを活用した農村地域DX構築事業は、町が長年直面している農産物への深刻な獣害被害に対し、新たな技術を活用して解決を図ろうとする先進的な取組であります。その意義は極めて大きいものと考えます。

町では、鹿やイノシシなどの農産物被害が農業経営に大きな影響を与えております。農業者の高齢化や担い手不足が進む中、従来の見守りや捕獲活動だけでは十分な対応が難しくなっており、効率的で持続可能な対策が求められています。

今回導入されるLPWAは、少ない電力で広範囲の通信を可能とする技術であり、山間地域の多い町においても有効に活用できるものです。センサーや監視機器と組み合わせることで、獣の侵入状況をリアルタイムで把握し、迅速な対応につなげることが期待されます。

また、蓄積されたデータを分析することで、獣の行動パターン、出没傾向を把握し、より効果的な獣害対策や捕獲活動の実施が可能となります。

さらに、この事業は単なる獣害対策にとどまらず、農業分野におけるDXの推進という観点からも重要です。IoT技術を活用したスマート農業の基盤整備は、農業者の負担軽減や生産性向上につながり、将来的には若い世代の就農促進や地域農業の持続的発展にも寄与するものと期待をされます。人口減少や高齢化が進む中で、限られた人員で最大限の効果を上げるためには、デジタル技術の活用が不可欠です。

本事業は、地域課題の解決と未来への投資を両立する取組であり、農業振興を含む地域活

性化に大きく貢献をするものと確信をしております。

以上の理由により、議案第56号 令和8年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） ただいま上程となっております議案第56号 令和8年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、会派「京丹波活力クラブ」を代表して賛成の立場から討論を行います。

本補正予算に計上されておりますLPWA（Low Power Wide Area）ネットワークを活用した農林業DX及び住民の安心・安全ネットワーク構築事業は、本町が抱える地域課題に対し、デジタル技術を活用して解決を図ろうとする重要な取組であります。その必要性和将来性を高く評価するものであります。

京丹波町は、町域の約82%が森林が占める広大な中山間地域であり、携帯電話通信の不感地帯も多く存在しております。そのため、災害時の情報収集や住民への迅速な情報伝達、さらには、農林業分野におけるICT活用の大きな障害となってきました。

今回、整備されるLPWAネットワークは、少ない電力で広範囲の通信を可能とする技術であり、本町の地理的条件に適した通信基盤であります。これにより、これまで通信環境の制約から十分な対応が困難であった様々な地域課題への新たな対応が可能となります。特に、林業従事者の安全確保については大きな意義があります。林業作業は危険を伴う作業であり、万が一の事故発生時には迅速な状況把握と救助活動が不可欠であります。本事業により、SOS機能やバイタルセンサーなどを活用した安全管理体制が構築されることで、作業従事者の命を守る環境整備が進むものと期待されます。

また、近年頻発する集中豪雨や豪雪への対応についても重要な効果が見込まれます。河川水位や積雪状況をリアルタイムで把握することにより、災害の予兆を早期に察知し、迅速な避難誘導や除雪活動につなげることが可能となります。これは住民の生命と財産を守る防災・減災対策として極めて重要な取組であります。

さらに、本事業は、単なる通信設備の整備ではなく、将来的な地域DXの基盤整備という意味を持っています。今後、高齢化や人口減少が進展する中であっても、限られた人員で効果的に地域を維持していくためにはデジタル技術の活用は避けて通れません。本事業によって、整備される通信インフラは将来の見守りサービスや防災システム、さらには、様々な地

域課題解決への応用が期待される重要な社会基盤であります。地方自治体に求められているのは、目先の課題対応だけでなく、将来を見据えた投資を行うことであります。本事業は、住民の安心・安全の向上、林業従事者の安全確保、防災力の強化、そして、地域DX推進の基盤整備を同時に実現しようとするものであり、本町の持続的な発展に資する事業であると考えます。

以上の理由により、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 令和8年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第14、議員派遣の件》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和８年第２回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１０時２８分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 伊藤康二

〃 署名議員 畠中清司